

手数料の返戻金制度について

当社の紹介により採用された求職者が、入社後明らかに求職者の責により解雇されるに至った場合、または、求職者が自己都合によって退職した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者へ返還いたします。

■返戻内容

- | | |
|--------------------------|---------|
| ● 入社前の辞退の場合： | 100% 返戻 |
| ● 入社後7日以内に退職した場合： | 90% 返戻 |
| ● 入社後8日以上30日以内に退職した場合： | 70% 返戻 |
| ● 入社後31日以上90日以内に退職した場合： | 50% 返戻 |
| ● 入社後91日以上180日以内に退職した場合： | 10% 返戻 |

■返還のご請求期間について

対象となる求職者が退職された日の翌月末日まで

■以下の場合、返戻金制度は適用されません

- 求職者が、もっぱら求人者の都合により退職することとなった場合
- 求職者の死亡や、天災や疫病等の不測の事態による退職となった場合
- 求職者に対するハラスメント等に起因する退職であると当社が合理的理由に基づき判断した場合
- 退職勧奨による退職その他雇用保険の失業給付において特定受給資格者または特定理由離職者の範囲に該当する場合
- 破産、会社更生、民事再生またはこれらに類似する手続、経営状態の悪化による人員整理、事務所の閉鎖等の理由、求職者のポジション廃止や変更等に起因する退職の場合
- 上記の返還のご請求期間を超えて（求職者が退職された日の翌々月1日以降）のご請求の場合
- 採用決定前に求人者と求職者との間で取り決めた事項や雇用条件を含む諸条件が、入社後に正しく履行されなかったことを理由に求職者が退職した場合

■備考

尚、返戻金制度は、有料職紹介基本契約書や有料職業紹介個別契約書等の求人者と当社との契約において、別の定めにする場合があります。



許可番号：11-ユ-040019
事業所名：株式会社Glowing Partner
事業所所在地：埼玉県さいたま市南区文蔵3丁目28番10号-202